

京都市訓令甲第 30 号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成22年 3月31日

京都市長 門 川 大 作

別表環境政策局の款循環型社会推進部の項まち美化事務所の目中

「

全 員	午前8時から午後4時 45分まで
-----	---------------------

を

」

「

所長（中京まち美化事務所、東山まち美化事務所及び下京まち美化事務所の所長に限る。）及び次長	交替に 午前8時から午後4時 45分まで 午前8時30分から午後5時15分まで
その他の職員（区役所及び区役所支所を勤務公署とする職員を除く。）	午前8時から午後4時 45分まで

に改め、同款適正処理施設部の項施設管

」

理課の目を削り、同項クリーンセンターの目中

「

その他の職員	一般職員に同じ
--------	---------

を

」

「

職員の送迎自動車の運転業務に従事する職員	交替に 午前7時から午後3時45分まで 午前8時30分から午後5時15分まで 午前10時15分から午後7時まで
その他の職員	一般職員に同じ

に改め、同項埋立事業管理事務所の目中

」

「運転手」を「職員の送迎自動車の運転業務に従事する職員」に改める。

別表行財政局の款に次の1項を加える。

税務部	納税推進課	軽自動車税の賦課徴収に関する業務に従事する職員	交替に 午前8時30分から午後5時15分まで 午前8時45分から午後5時30分まで	一般職員に同じ	一般職員に同じ
-----	-------	-------------------------	---	---------	---------

別表文化市民局の款市民スポーツ振興室の項を削る。

別表保健福祉局の款保健福祉部の項醍醐和光寮の目を次のように改める。

醍醐和光寮引継事務所	保育士及び福祉施設指導員	交替に 午前7時30分から午後4時15分まで 午前8時から午後4	1時間。 ただし、午前9時までの勤務について	4週間を通じて8日
------------	--------------	--	---------------------------	-----------

	時45分まで 午前8時30分から 午後5時15分まで 午前9時30分から 午後6時15分まで 午後0時15分から 午後9時まで 午後1時から翌日の 午前9時まで	ては、 4時間 30分
その他の 職員	一般職員に同じ	一般職 員に同 じ

別表保健福祉局の款保健衛生推進室の項衛生公害研究所の目中「衛生公害研究所」を

「
「衛生環境研究所」に、

一般職員に同じ	一般職 員に同 じ
---------	-----------------

を
」

交替に 午前7時30分から午後4時15分まで 午前8時から午後4時45分まで 午前8時30分から午後5時15分まで	一般職 員に同 じ
--	-----------------

に改め、同項桃陽病院の目中「午前6時

から午後2時45分まで」を「午前5時30分から午後2時15分まで」に、「午前11時30分から午後8時15分まで」を「午前11時から午後7時45分まで」に改める。

別表区役所又は区役所支所の款を次のように改める。

区役所は役支	又区所	福祉部	福祉介護課	家庭奉仕員	一般職員に同じ	一般職員に同じ	日曜日, 並 土曜日に1月 び1日から 同月3日 まで及び 12月2 9日から 同月31 日まで
--------	-----	-----	-------	-------	---------	---------	--

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)